

産品名	綿製ズボン	HS番号	第62.04項(HS2002)
協定名	日フィリピン協定	原産地証明手続の種類	原産地証明書
条文等	協定第29条1(c) 附属書2品目別規則第11部注釈2(b) 附属書3原産地証明書の必要的記載事項14		
不備の概要	輸入者は、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国で製織された綿製織物を使用して、フィリピンで生産された綿製ズボンの輸入申告を行った。 非原産材料である綿製織物のフィリピンへの輸送態様を確認したところ、東南アジア諸国連合加盟国の他の第三国を経由し、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が行われており、材料の輸送要件を満たさないことが判明した。		

《留意点》

- ・日フィリピン協定において、一部の品目については、**製品の製造に使用される非原産材料の輸送の態様が定められています。**(第16類・第18類・第20類各注釈、第11部注釈2)
例)第11部注釈2・・・非原産材料は以下のいずれかの態様により輸送されなければならない旨定められています。
(a)他方の締約国又はASEANの加盟国である他の第三国からの直接輸送
(b)積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。
- ・附属書3の規定により、当該材料生産に使用された場合は、原産地証明書にASEAN加盟国である第三国の材料及び当該第三国の国名の記載が必要です。
- ・日タイ協定、日インドネシア協定においても、一部の品目について、材料の輸送要件及び原産地証明書への記載の必要がありますのでご注意ください。(日タイ協定:附属書2品目別規則注釈、日インドネシア協定:附属書2品目別規則第1編一般的注釈(i) ii)

